



Applying IFRS

気候変動の会計 処理

2021年12月

目次

概要

1 開示規定	
1.1 論点	4
1.2 影響	4
2 有形固定資産	12
2.1 論点	12
2.2 影響	12
3.資産の減損	16
3.1 論点	16
3.2 影響	16
4.引当金	26
4.1 論点	26
4.2 影響	26
5.公正価値測定	32
5.1 論点	32
5.2 影響	32
付録:気候関連の会計上のその他の検討事項	36

重要ポイント

- ▶ 企業の財務諸表における気候関連事項の測定及び開示に注目が集まっている。
- ▶ 気候変動が企業の財務諸表に与える影響の算定には、相当の労力と判断が必要になり得る。
- ▶ 企業は、各 IFRS 基準に定められた特定の開示規定に準拠する必要がある。また、基準の開示目的を満たすために、財務諸表において追加の開示が必要となる場合もある。したがって、開示の範囲を決めるにあたり、企業は、その開示により財務諸表の利用者が、気候変動が財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を理解できるかを慎重に検討しなければならない。
- ▶ 本冊子は、参考となる知見や開示例を提供することで、企業の気候変動の影響に対する評価及び報告の一助となることを目的としている。

概要

社会が気候変動に与える影響を減らすための取り組みは、かつてないほど大きなものになっている。また同時に、企業が明確なコミットメントを報告することに対する利害関係者からの期待も前例のないほど高まっており、これは予見可能な将来にわたって続くと考えられる。

IFRS には気候関連事項に関する単一の明確な基準が存在しないものの、気候リスク及びその他の気候関連事項は、様々な分野の会計処理に影響を及ぼす可能性がある。財務諸表への現時点での影響は必ずしも定量的には重要ではないかもしれないが、定性的な観点から重要¹な範囲において、利害関係者は益々、企業が財務諸表を作成する際に気候関連事項をどのように考慮しているかについて説明する事を期待している。また、利害関係者は気候変動に関連する最も重要な仮定、見積り及び判断に関する十分な開示が行われることを期待している。

投資者は、投資判断及び経営者の受託責任の評価において、企業が環境への影響を減らすことの重要性を強調している。2021年11月、130兆ドル超のプライベート・キャピタルは、「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合」を通じて、ネット・ゼロ経済に移行させることを表明した。

気候変動は今後数十年にわたり企業に影響を与えると予想される。企業が気候関連リスクについてその財務諸表でより明確に取り扱うことは不可欠であるが、近年の会計実務を考えれば、今後数年間で徐々に進展するであろう。気候関連事項が変化し続け、企業が気候変動に対処するためにさらなるコミットメントや措置を引き続き講じていく中で、企業は財務諸表に、最新の気候関連リスクの評価や財務諸表への影響が確実に反映されるようにすることが重要である。さらに、企業は財務諸表で提供する情報と、年次報告書における財務諸表以外の開示、プレス・リリース及び投資家向けアップデート情報といった、財務諸表以外で利害関係者に提供する情報との整合性を担保しなければならない。

国際会計基準審議会 (IASB) の第3次アジェンダ協議に回答を寄せた利害関係者の大半が、気候関連リスクに関する潜在的なプロジェクトを優先順位が高いと評しており、²我々は、この領域におけるIASBの作業は、IFRS財団が設立した国際サステナビリティ基準審議会と協力していく中でさらに増加すると見込んでいる。

これを受けて、世界中の規制当局は、気候変動リスクが財務諸表へ与える影響を報告する必要性や、サステナビリティに関する報告やコミュニケーションと財務諸表における関連する開示との整合性をさらに重視するようになっている。2020年11月、英国の財務報告評議会は、評議会、企業、監査人、専門家団体及び投資者による気候関連検討事項のテーマ別レビュー³の結果を公表した。欧州証券市場監督局 (ESMA) は2021年年次財務報告書に関する欧州共通の執行優先事項⁴の中で、「すべての発行体が、経営者による報告書、非財務報告書、財務諸表及び該当する場合には目論見書といった開示情報において全体を通して一貫性を担保し、市場とのコミュニケーションにおいて気候関連事項を総合的に検討することが重要である」指摘している。

¹ IAS 第1号第7項では、情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業に関する財務情報を提供する一般目的財務報告書の主要な利用者が当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性があるとしている。

² IASB, 2021年11月会議、ペーパー AP24A

³ <https://www.frc.org.uk/our-purpose/climate-thematic-review-2020>

⁴ www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/european-enforcers-target-covid-19-and-climate-related-disclosures

また、同様のメッセージは、2021年9月に米国証券取引委員会が、SECファイリングにおいて気候変動に関する開示を考慮する必要性を強調したサンプルレター¹を発行したことからも伝わってくる。

気候関連財務情報開示タスク・フォース(TCFD)は、2021年現状報告レポート²で企業によるこの分野の開示が過去最大の増加を記録したと強調していたが、その一方で「企業は依然として気候変動の影響を定量化し、気候変動の脅威を十分に評価するために必要とするデータの入手に苦労している」とも述べていた。

本冊子は、気候変動がIFRSに準拠して作成される財務諸表へどのような影響を与えるかを企業が評価・開示する際の一助となることを目的としている。企業特有の事実と状況に基づく会計上の検討事項を識別するには相当の判断が求められるであろう。したがって、本冊子に含まれる情報は、参考となる知見や開示例を提供することのみを目的しており、それらがすべての状況に適用されたり、十分となることを示していると解釈すべきものではない。本冊子は、年次報告書の他の部分における気候関連開示との整合性が必要であると強調しているが、経営者による説明(MD&A)やIFRSに準拠した財務諸表以外のセクション(例えば、独立したサステナビリティ報告)については扱っていない。

本冊子における財務諸表からの開示例は例示目的で再掲している。これらの開示例が、IFRSや現地の資本市場ルールなどのその他の要求事項に準拠しているかどうかについてはレビューしていない。したがって、それらは、企業がこれまで培ってきた実務を文書化しているが、「ベスト・プラクティス」を示すものではない。本冊子の開示例は、その意図される目的を理解するために財務諸表で提供されているその他の情報と合わせて読まれたい。

本冊子の開示例は一部の極めて特異な事実及び状況を取り扱っている場合があるが、関連する情報を開示するための判断及びIFRS基準の要求事項は、すべての報告企業に適用されるものである。したがって、我々は、すべての業種の企業が気候変動の影響を報告する際には、企業自身の実事及び状況を考慮した上で、これらの例を検討されることを推奨する。

最新の刊行物については、[IFRS インサイト | EY Japan](#) を閲覧されたい。

¹ <https://www.sec.gov/corpfin/sample-letter-climate-change-disclosures>

² assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-TCFD-Status_Report.pdf

1. 開示に関する要求事項

1.1 論点

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」は、「財務諸表の目的は、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローについての情報を提供することである」と述べている。財務諸表利用者の意思決定に資するためには、情報が(少なくとも部分的には)先見性のある又は予測的な性質を有する必要があることを意味する。気候関連事項に関する情報は、企業に重要な影響を与え、したがって投資決定に影響すると投資者が合理的に予想する場合に目的適合性を有する。さらに IAS 第 1 号は、企業は重要性のある情報が財務諸表から省略されていないかどうかを検討しなければならないと定めている。

包括的な原則として IAS 第 1 号は、例えば、IFRS 基準に個別に要求されておらず、財務諸表のどこにも表示されていないものの、財務諸表の理解に目的適合的となる気候関連事項のような情報を開示するよう企業に求めている。³IAS 第 1 号の要求事項は財務諸表全体にとって目的適合的であり、例えば、IAS 第 1 号は、依拠した仮定や判断、さらには継続企業に関する不確実性について開示を求めている。

1.2 影響

仮定及び見積り

IAS 第 1 号は、企業が将来に関して行う仮定について、翌事業年度に重要性のある調整が生じる重大なリスクに関する情報の開示を求めている。⁴これにより、気候関連事項に関する仮定について開示が求められる可能性がある。いくつかのケースでは、気候リスクに関する重要な仮定の変化が、短期的には重要性のある調整につながると想定されなくても、長期的には重要性のある調整の可能性が重大なリスクとなるであろう。その文脈において、利用者が、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び業績に及ぼす影響を理解するのに IFRS 基準の要求事項では不十分となる場合には、企業は IFRS 基準の個別の要求事項を超えた追加的な開示を提供しなければならない点を認識することが重要である。したがって、たとえ短期的には重要性のある調整が生じるリスクが低いとしても、主要な仮定に関する開示が求められる場合がある。さらに、投資者及びその他の利用者が気候関連事項に関して、より高い透明性を要請しているという事実はそれ自体、例えば、耐用年数が比較的短い資産と同じように個々の財務測定値への数値的影響はさほど重要ではないとみなされる場合でも、そうした開示は重要であるということを示唆している。

BHP Group 社(BHP 社)は、2021 年度年次財務諸表において、気候変動の影響及び低炭素経済への移行について説明している。同社は、低炭素エネルギーへの移行に関する 2 つのシナリオを開示し、移行の影響及びそうしたシナリオに影響される項目に関する経営者の仮定を財務諸表で説明している。

気候関連事項に関する仮定の開示が求められる。

³ IAS 1.112(c)を参照

⁴ IAS 1.125 を参照

移行リスク

国際的な移行マイルストーン及びコモディティへの影響

社会の現在の動向及び世界経済全体を考慮すると、当グループのターゲット及び最終目標に加え、重要な判断及び主要な見積りも、低炭素経済への移行時点における経済及び気候関連諸条件の範囲を、当グループが現時点でどのように評価するかに影響されることになる。最近の活発な取組みにもかかわらず、2050年に向けた1.5°C Pathways(1.5°Cに気温上昇を抑える諸方策)は、現在の世界の軌道から大きく逸れており、当グループは、ネット・ゼロ排出への迅速な移行に向けた技術、規制又は経済面での基礎が今現在整備されているとは考えていない。これらのマイルストーンを認識した上で、当グループは、気候変動及び低炭素経済への移行の潜在的な影響に関して、当グループの現在の最善の見積りを以下の2つのシナリオで説明し、現行の方針、トレンド及びコミットメントさらには、世界経済及び関連するサブシステムについて生じる可能性が最も高い将来像の範囲について当グループの見解を検討している。

- ▶ エネルギー全体に関する見解: 現行の方針の趨勢を反映し、それに対応して定期的に更新されるが、今のままでは2100年までには産業革命以前の気温から約3°C上昇することになる。
- ▶ より少ない炭素排出に関する見解: 今のままでは2100年までに気温は約2.5°C上昇することになる一方で、特に発電や軽量自動車など排出削減が容易な分野を中心に脱炭素化の傾向及び方針を加速させていく。

これら2つのシナリオは、新しい情報を反映するために定期的に見直される。これらのシナリオは、当グループの供給、需要及び価格予測、資本配分及びポートフォリオを更新するための情報を提供する、当グループの想定ケースのインプットとして現在使用されている。したがって、これらのシナリオは、資産の評価額及び潜在的な減損損失額の算定(注記11 有形固定資産及び注記13 非流動資産の減損損失)、減価償却上の資産の経済的残存耐用年数の見積り(注記11 有形固定資産)、閉鎖及び修復活動のタイミング(注記15 閉鎖及び修復に関する引当金)及び一定の繰延税金資産の回収可能性(注記14 繰延税金残高)をはじめ、一定の重要な判断及び主要な見積りに影響を与える。

当グループは世界の脱炭素に向けたマイルストーンを今後ともモニタリングしていき、それに応じて想定ケースを更新していく。そうしたマイルストーンが、パリ協定に整合した1.5°Cシナリオを達成するための適切な対策が講じられていることを示唆する場合、それは当グループの想定ケースに反映される。

Equinor 社は、パリ協定のシナリオに整合したコモディティ価格に対する感応度分析を 2020 年度年次財務諸表に開示している。

開示例 1-2—Equinor 社- 2020 年度年次報告書

10 有形固定資産

感応度

コモディティ価格は歴史的に変動幅が大きい。Equinor 社のコモディティ価格の仮定が大幅に下方修正されると、IAS 第 36 号の減損評価の対象になる無形資産をはじめ、Equinor 社のポートフォリオに含まれる、一定の生産及び開発用の資産に減損損失が生じることになり、他方、上方修正となれば減損損失の戻入れが生じる。例示として資産の全期間にわたってコモディティ価格の予測の下落幅が、合理的に変動すると考えられる 30%である場合、認識する減損金額は、例示として、該当地域において税効果前で 110 億ドルになる。

パリ協定の目標に従った施策の実施に応じて、世界がどのように行動すべきかに関する道筋が将来変化する場合、道筋がどのような特徴を有するかによって、Equinor 社の石油ガス資産の評価にマイナスの影響が生じる可能性がある。国際エネルギー機関(IEA)が推定する持続可能な開発のシナリオにおける価格を用いる場合の潜在的な影響額を計算すると、税引前で約 60 億ドルの減損損失が生じる。

これらの例示における減損損失に関する感応度は、両方とも単純化した方法によるものであり、価格以外のインプット要因に変動はないと仮定している。しかしながら、価格の 30%の引下げ又は持続可能な開発のシナリオを反映するためのインプット要因は、資産の回収可能価額を見積る際に使用する事業計画及びその他の要因の変動につながる可能性が高い。関連するこれらの変動に伴い、コモディティ価格の感応度への価格単独での影響は低減する。そのようなインプット要因の変動には、石油・ガス業界のコストレベルの引下げ及び外国為替の影響の相殺が含まれ、過去にコモディティ価格の大幅な変動が生じた場合にはその両方が発生している。したがって、本事例の感応度は、予想される減損損失の影響の最善の見積り、又はそのようなシナリオにおける収益又は営業利益への影響の見積りを表すとはみなされない。対照的に上記の会計上の仮定のセクションに記載される仮定が修正され、コモディティ価格が下落した場合には、認識すべき減損損失への影響はかなり小さなものになる。石油・ガス価格の長期にわたる大幅な下落はまた、掘削計画及び新規及び既存の資産の生産プロファイルに影響することから、Equinor 社とライセンス・パートナーによる緩和策をもたらすであろう。そうした影響の定量化は、既存の事業又は開発計画に基づくのではなく、仮想シナリオに基づく詳細な技術的、地理的及び経済的評価が求められるため、実務上可能ではないと考えられる。

幅広いシナリオに関して感応度分析を提供することが必要になる可能性がある。

気候関連リスクの評価、より具体的に言えばその定量化には一般的に、将来の技術開発、政治の動向及び政府の施策など、将来の発展に関する高い不確実性について判断の適用が求められる

評価には、複数のシナリオが含まれ、幅広い結果が生じる可能性がある。したがって、企業が、基本財務諸表において自らが依拠した見積り及び(IAS 第 1 号の要求に基づいて) 開示された感応度にどのように不確実性を組み込んでいるかについて説明する開示のみならず、幅広いシナリオに関する感応度分析を提供することが必要になる。投資者のコミュニティは、パリ協定に由来するシナリオなど、特有の将来のシナリオが潜在的に与える将来の影響に関する情報を期待しているかもしれない。その場合、企業は、その評価がそうしたシナリオに整合的であるか、どのように整合しているかを説明する必要があり、シナリオとは異なる場合、他のシナリオがより現実的であると何故考えるのかその理由を説明すべきであろう。BHP 社はこの影響に対する開示を行っている。

開示例 1-3 BHP Group 社 - 2021 年度年次報告書

移行リスク

化石燃料の需要に対する感応度

当グループは、パリ協定の目標に整合したエネルギー移行シナリオをはじめ、個々のコモディティについて異なる結果を示唆する可能性がある一定範囲のエネルギー移行シナリオが存在することを認識している。現状ではグループの想定ケースに対するインプットではないものの、パリ協定に整合した 1.5°Cシナリオ(当グループのパリ協定に整合した 1.5°Cシナリオ)に対する当グループのポートフォリオの弾性について、当該シナリオの下でのパリ協定に整合したコモディティ価格の見通しが当グループの最新の資産計画に及ぼす影響を含め、検討されている。

当グループのパリ協定に整合した 1.5°Cシナリオにおける財務報告への潜在的な影響のすべてを現在、完全に評価することは実務上不可能であるものの、本シナリオにおける長期的な価格見通しは、当グループの現在の想定ケースにおける価格見通しに対して、概ね整合している又は有利に作用すると思われる。ただし、エネルギー用石炭、石油及び天然ガスについてはその限りではない。

シナリオ分析には内在する限界があり、シナリオのうちいずれのシナリオが最終的に実現するかを予測することは困難で、検討するシナリオのうち、当グループにとっての確定的な結果をもたらすシナリオは存在しない。

エネルギー用石炭、石油及び天然ガスを除く、当グループのパリ協定に整合した 1.5°Cシナリオでの長期的なコモディティ価格の見通しは以下を反映している。

銅及びニッケル価格は、当グループの現在の想定ケース通りに若しくはそれを上回って電化が急速に進んでいることから恩恵を得る

鉄鉱石価格は、再生エネルギー、特に風力発電施設の建設による製鋼の需要に下支えされ上昇する

カリ価格はバイオ燃料が今後さらに浸透する可能性を反映して上昇する

冶金用石炭価格は、製鋼に関し代替には限りがあることが下支えになって、シナリオのタイムフレームにわたって上昇する

これらのコモディティの長期的な価格見通しが明るいことに鑑み、当グループは現在、パリ協定に整合した 1.5°Cシナリオの下で、資産の評価及び残存耐用年数、さらにこれらのコモディティに関する資産に対する閉鎖及び修復引当金の割引に重大な悪影響が生じる見込みはないと考えている。

当グループのパリ協定に整合した 1.5°Cシナリオでは、エネルギー用石炭、石油及び天然ガスの長期的なコモディティ価格見通しは、当グループの現在の想定ケースにおける価格見通しにとっては好ましいものではない。しかし、最近のポートフォリオに関する発表及び 2021 年度に認識された減損処理によって、当グループの資産の帳簿価額のエクスポージャーは、エネルギー用石炭、石油及び天然ガスの長期的なコモディティ価格に限定される。その理由は以下のとおりである。

開示例 1-3 BHP Group 社 - 2021 年度年次報告書

- ▶ 当グループは、当グループの石油関連事業と Woodside 社との合併提案を発表している。
- ▶ 当グループは、Cerrejón 社に対して当グループが保有する 33.3%の持分を売却する売買契約の締結を発表している。
- ▶ 2021 年度に減損損失を認識したことで、当グループのNSWEC 資産の帳簿価額はもはや重要でなくなっている。

さらに経営陣は、これらの資産を取り巻くそのような価格設定環境において、営業及び投資計画を変更してキャッシュ・フロー及び評価上の影響を和らげようとしているため、当グループの財務諸表の作成に用いられた重要な判断及び主要な見積りへの潜在的な影響を完全に評価することは、現在、実務上不可能である。しかし、上記の要因を考えれば、現在の最善の見積り上の残存耐用年数が終了する前に経済的に持続可能な方法で埋蔵資源を採掘することが不可能になる可能性があり、NSWEC の廃鉱引当金が当グループのバリ協定と整合した 1.5°Cシナリオの長期的な影響を最も受けやすい負債となる。そのようなシナリオでは、閉鎖活動は、当グループの現在の最善の見積りよりも早く実施される可能性があり、その場合は廃鉱引当金が影響を受けることになる。

2020 年度の年次報告書で Rio Tinto 社は、気候変動は、引当金の計算における見積り上の不確実性の原因の 1 つであると述べている。

開示例 1-4 - Rio Tinto 社 - 2020 年度年次報告書

1 主要な会計方針

(iii) 閉鎖、原状回復及び環境義務(注記 25)

引当金の計算においては相当の見積り上の不確実性が存在し、費用見積りは、以下をはじめ、多くの要因により変動する。

- ▶ 関連性のある法的政府又は地方自治体/各国政府の要求事項及び利害関係者に対して行われるその他のコミットメントの変更
- ▶ 是正及び放棄に関する選択肢の見直し
- ▶ 修復中に識別された追加的な是正要求
- ▶ 新しい原状回復技法の出現
- ▶ 降水量及び気候変動
- ▶ 閉鎖予定日の変更
- ▶ 割引率の変更
- ▶ インフレの影響

上述のとおり、多くのケースで、例えば、閉鎖日が前倒しされる場合の影響がどのようなものになるかを反映する感応度に関する開示、及び工場の閉鎖予定日といった、依拠した仮定の詳細を含めることで、そうした要因が企業の見積りにどのような影響を与えたかをさらに説明することは適切となる。

一部の人は、現在のビジネス・モデルの持続可能性をはじめ、気候リスク及び潜在的な将来の動向が企業に与える影響は、不確実性が大きすぎて、測定及び定量化した開示を通じて財務諸表に意味のある表現を行うことはできないと考えている。一般的に高い水準の不確実性が存在する場合、企業は感応度分析を開示することを検討すべきである。それらは、上述の例で示されるように、そうした状況において関連性のある情報を伝えるという点で特に有用となる。

他方、経営陣が、気候リスクが企業の財政状態及び将来の業績に与える影響を未だ完全に検討しておらず、結果として気候リスクを関連する評価及び判断には組み込んでいない企業も存在する。そのような場合、企業は最低でも、その財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを適正に表示する財務諸表をどのように検討したかの説明と共に、気候リスクを財務諸表に反映することができないことを明確に説明する情報の開示を検討すべきである。

判断

認識される金額に最も重要な影響を与える判断の開示もまた、IAS 第 1 号で要求されている。多くの判断もまた、気候関連事項に影響されることから、企業はそれらの判断の開示を検討する必要がある。例えば、気候関連の不確実性により、その基礎となる資産の経済的耐用年数に関する不確実性が増すことから、石炭火力発電所の残存耐用年数の評価がより複雑になる。その場合、気候リスクの影響は、IAS 第 1 号に規定される判断に関する開示に組み込まなければならない(セクション 4 の例示 4-1 を参照)。

企業が財務諸表上、気候関連の仮定及び判断を検討する場合、それらの活動に関するプロセスを更新する必要性が生じる可能性がある。現在に至るまで、財務報告の基礎となる仮定と判断の多くが過去の経験を用いて行われてきている。しかし、気候関連事項の変化のペースとともに、そうした経験も関連性が低下していくかもしれない。例えば、企業は、技術的發展、法律上及び社会的動向をはじめとして、それらのみに限らず、民間及び公的部門が発表した計画やコミットメント、また実行されたイニシアティブのモニタリングを行っていく必要がある。

継続企業

IAS 第 1 号は、「経営者に当該企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、企業は財務諸表を継続企業の前提により作成しなければならない」と述べ、「継続企業」について説明している。作成の基礎になる継続企業の前提が適切であるかどうかを評価するにあたり、気候関連事項に関する情報について、その他の不確実性とあわせて検討すべきである。気候関連事項は、評価に織り込まれる可能性が高い将来の事業活動及び銀行融資に関する制限と共に、企業の継続企業の評価に影響を与える場合がある。さらに、企業は、事業の継続的な運営に不可欠な水、エネルギー、土地利用及び廃棄物管理に関する事項など、外部要因を検討する必要性が生じるであろう。

企業は気候関連の判断の開示を検討する必要性が生じるであろう

気候関連事項に関する情報は、継続企業の前提を評価する場合のその他の不確実性とあわせて検討すべきである

継続企業の評価では、多くの企業が向こう 12 ヶ月のみを検討して、継続企業に関する不確実性は重要ではないと結論付けている。しかし、IAS 第 1 号に従って継続企業の前提で財務諸表を作成できるかどうかを評価する場合、企業は報告期間末時点から少なくとも 12 ヶ月先以降の期間を見る必要がある。つまり、既知の不確実性が 12 ヶ月超の期間にわたって評価に影響を及ぼす場合には、12 ヶ月についてのみ継続企業を考えるのでは IAS 第 1 号の規定に整合しないことになる。

企業が継続企業の前提は依然として適切であると結論付けるとしても、IAS 第 1 号は、企業の継続企業としての存続能力に大きな疑義を生じる重大な不確実性の開示を要求している。気候関連事項は、当該企業の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じる事象又は状況に関係する重要な不確実性を生じさせる可能性がある。そのような場合、継続企業の前提が適切であると仮定されるとしても、当該仮定に関連する不確実性を説明する追加的な開示が求められると考える。

2020 年 12 月 31 日を報告日とする 2020 年度年次報告書で、Rolls Royce Holdings 社は、継続企業に関する開示の一部として、2022 年 9 月までの 18 ヶ月にわたる包括的な継続企業のレビューを基に、「気候変動が、2022 年 9 月までの当グループの継続企業の評価又は今後 5 年にわたる当グループの持続可能性に重要な影響を与えることは想定されない」と述べている。

開示例 1-5 – Rolls Royce 社 - 2020 年度年次報告書

1 会計方針

気候変動

連結財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、気候変動の影響を、特に本年度の戦略報告書に含まれる開示及び表明されたネット・ゼロ・ターゲットの文脈で検討している。これらの検討が、気候変動が 2022 年 9 月までの当グループの継続企業の評価又は今後 5 年間の当グループの持続可能性に重要な影響を及ぼすことがないと見込まれるのと同様、財務報告上の判断及び見積りに重要な影響を及ぼすことはなかった。具体的には以下の点が検討された。

- ▶ 当グループは、パワーシステムにおけるハイブリッド・エレクトリック・ソリューション、より効率的な UltraFan エアロ・エンジンの開発の継続、持続可能航空燃料(SMR)及びハイブリッドかつ完全な電気推進のテストをはじめ、新しい技術への投資を今後とも行う。
- ▶ 当グループは、当社施設の現場での再生エネルギー発電ソリューションに引き続き投資を行い、投資は、当社の事業運営及び施設からのゼロ温室効果ガス排出(スコープ 1 及び 2)に向けた 2030 年までの目標の達成を可能にするための 5 年計画に含まれる。
- ▶ 経営者は以下をはじめ、財務諸表内のいくつかの主要な見積りに気候変動が与える影響を検討した。
 - ▶ 非流動資産の帳簿価額の減損評価に使用された将来キャッシュ・フローの見積り(特定目的の活動に関連する一連の無形資産及びのれんなど)(注記 9 を参照)

Illustration 1-5 – Rolls Royce Plc - 2020 annual report

- ▶ 英国における繰延税金資産の回収可能性の評価で使用された将来の収益性の見積り(注記 5 を参照)
- ▶ 消費者の将来の期待及び飛行機の顧客の行動を検討している、見積られたエンジン飛行時間(EFHs)の水準などの長期契約の会計上の仮定。(注記 16 を参照)

多くの場合、気候リスクにより短期的に継続企業に関する不確実性が大きく増加することはないかもしれないが、企業の継続企業としての存続能力を評価する上ではそれを無視することはできない。企業のより長期にわたる事業の持続可能性の分析に基づくと、継続企業としてそのような長期にわたって存続する企業の能力に関し、大きな不確実性が存在する場合、そうした不確実性について言及する開示を検討すべきである。

弊社のコメント

気候リスクは見積り上の不確実性に関する主な要因になりつつあり、IFRS を適用する際に求められる判断をより複雑なものにする。さらに、企業は、継続企業として存続する能力を評価するにあたり、将来の気候関連の動向に関連する不確実性を考慮すべきである。

したがって、企業は仮定及び判断に関して行う目的適合性のある開示を担保し、そのような開示は、一般的な定型文による表現が回避されるように注意を払い、企業特有のものとするべきである。企業特有の開示には、適切となる場合には仮定に関する定量化された情報及び当該仮定に関する既知の市場の期待からの乖離についての説明が含まれる。さらに、企業が依拠する見積りに組み込まれた不確実性を説明するために、適切な場合には定量化された感応度に関する開示も行うことが強く推奨される。

企業の継続企業としての存続能力に関連する不確実性を評価する際、短期的に実現すると見込まれるもの以外の気候リスクの影響についても検討が必要となる。

2. 有形固定資産

2.1 論点

IAS 第 16 号「有形固定資産」は、有形固定資産項目を、関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、信頼性をもってその原価を測定できる場合には認識しなければならないと定めている。

企業は、有形固定資産項目を、資産の将来の経済的便益を消費すると予測するパターンを反映した方法により耐用年数にわたって償却しなければならない。また、IAS 第 16 号は、資産の耐用年数及び残存価額を実態に即して見積り、少なくとも各事業年度末時点で見直す必要があると定めている。

企業は法律により、資産からの流入が期待される将来の経済的便益を直接的に増加させるものでなくても、例えば安全装置や環境保護装置などの一定の支出の負担を求められる場合がある。IAS 第 16 号では、そのような支出は有形固定資産の認識要件を満たすと説明されている。なぜなら、そのような支出は、それが行われなかった場合に得られたであろう経済的便益を超過する将来の経済的便益を企業が得ることを可能にするからである。

有形固定資産に関する減損規定の説明は下記セクション 3 で行っている。

2.2 影響

気候変動、それに対処するための立法措置及びさらに増す社会的な期待により、有形固定資産項目の価値、経済的耐用年数及び残存価額に相当の影響が生じる可能性がある。例えば、法律により一部の技術が陳腐化する、大きな学習曲線効果及び研究開発投資により再生技術がコスト競争力を高める、また、資産によっては極端な気象条件によりダメージを受け易くなるといったことが考えられる。

特に、企業は気候関連事項が有形固定資産に与える影響を評価するにあたり以下を考慮しなければならない。

- ▶ **耐用年数**—気候変動は関連する法律も含めて、有形固定資産の用途及び使用期間に影響を及ぼす可能性がある。上述の通り、IAS 第 16 号は、企業は少なくとも各事業年度末時点で資産の耐用年数を見直さなければならないと定めている。企業は、資産の見積耐用年数を算定し、資産の減価償却期間を決定するにあたり、毎年、気候関連要因を考慮する必要がある。例えば、化石燃料生産資産（例：石炭生産資産）の早期の廃棄又は炭素排出资産（例：高炭素排出船）の使用の継続を見込むのかどうかを評価する必要があるであろう。同様に、高炭素排出産業の顧客にサービスを提供するために自社の有形固定資産が使用される場合、有形固定資産が間接的に影響を受ける可能性があるかどうかを検討する必要がある。
- ▶ **ビジネス・モデル**—気候関連の革新的な取組は結果として炭素排出の削減を目的とする新しいビジネス・モデル及びプロジェクトの開発につながる。例えば、二酸化炭素回収・貯留技術は、枯渇した石油層又は天然ガス層を用いることで、部分的又は完全に減価償却された既存のインフラを利用する（例：生産中又は廃鉱済油ガス田に関連するパイプラインやオフショア施設）。当該シナリオでは、資産の将来における利用可能性が増すため、企業は、既存の設備の減価償却方法及び（又は）減価償却期間を変更する必要があるかどうかを評価しなければならない。

気候関連事項は、有形固定資産項目の価値、その経済的耐用年数及び残存価額に影響を与える可能性がある

すなわち、既存のインフラであっても、新しいクリーン・エネルギー・プロジェクトの存在により耐用年数が延長される可能性がある。

- ▶ **廃棄**—有形固定資産項目の耐用年数が以前想定していたより短くなる場合、その廃棄が前倒しされ、割引の影響の結果として資産除去債務及び関連する資産の両方が増加することとなる。さらに、耐用年数が到来済みの資産は、資産除去債務の潜在的な変動に比べれば帳簿価額が小さいため、IFRIC 第 1 号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」に基づき純損益に影響が生じうる点には留意が必要である。
- ▶ **残存価額**—有形固定資産項目の残存価額も、少なくとも各事業年度末時点で見直さなければならない。有形固定資産の残存価額は通常、適正に予測することが可能であるが、法律上の期日が決まっており、その結果徐々に用いられなくなっている技術を使用する中古の有形固定資産の買手が相対的に少ない場合には、必ずしもそうはならない。下記の開示例では、easyJet 社が、保有する航空機の残存価額が気候変動にどのように影響されるかを年次報告書に記載している。

開示例 2-1 - easyJet 社 - 2020 年度財務諸表

1A. 重要な会計方針

有形固定資産

残存価額を毎年、入手可能な場合には、同等の経過年数を有する資産の実勢の市場レートに照らして報告期間の末日時点で再評価し、それ以降の減価償却率をそれに応じて調整する。帳簿価額は、事象や状況の変化により帳簿価額が回収可能ではないことが示唆される場合、減損のために再評価される。航空機については、easyJet 社の唯一のサプライヤーは Airbus 社である。これにより、航空機がフリートから外れた時点で顕在化する評価リスクが生じるが、その評価は中古航空機の将来の需要に依拠する。残存価額及び減損を評価する際、気候変動が将来において技術、市場、経済又は法律に与える影響について、それらが信頼性をもって測定できる場合は考慮する。

- ▶ **開発コスト**—企業は、新しい技術（例えば、水素処理又は二酸化炭素回収・貯留（CCS）装置）に関するインフラ開発への支出を負担する。そうした開発コストは、当該項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつその取得原価が信頼性をもって測定できる場合にのみ有形固定資産項目として認識される。企業は、いつの時点で有形固定資産の認識要件を満たすための十分かつ信頼性のある情報が存在するかを検討する必要がある。この点、現行の技術と比べ新しい技術に関しては、開発に際して時間が大幅に超過し、コストが予想以上に膨らむ可能性がより高くなり、資産の総開発コストについてより多くの不確実性が存在することから、そのような情報の有無はより重要となる。
- ▶ **修繕及び設計変更**—場合によっては、既存の資産の転換又は用途変更のために重要な修繕又は設計変更が求められる可能性がある（例：海底油田開発で使用される特殊船舶を、海上風力発電施設向けに使用するために用途を変更する場合）。そうした活動により資産の取り換えが行われる場合、企業は追加的な支出及び既存の有形固定資産の適切な処理を決定するにあたり IAS 第 16 号の定期的な大規模検査に関する規定を適用する必要がある。

結果として、企業は、従前に想定していたより早く取り換えが見込まれる一定のパーツについて耐用年数を見直さなければならない可能性がある。

- ▶ 開示— 上述の通り、気候関連事項により、有形固定資産項目の帳簿価額及び会計処理に関し相当の不確実性が生じる可能性がある。企業は、利用者がそうしたリスク及びエクスポージャーを理解できる十分かつ適切な開示を担保する必要がある。例えば、有形固定資産の耐用年数、残存価額及び廃棄にかかわる不確実性、ならびに報告期間におけるそれらの仮定の変更について開示において説明することが有用である。さらに、企業は財務諸表に表示した有形固定資産の種類が依然として適切であるかどうかを検討する。例えば、企業は、基礎となる技術及び炭素強度に関係なく発電所の帳簿価額を結合して開示することはもはや有用でない結論付ける可能性がある。開示規定についての説明はセクション 1 で行っている。下記の開示例では、Electricité de France 社がその年次報告書で、持続可能な投資プログラム及びその優位性がエネルギー転換に関するコミットメントの達成にどのように資するかを詳細に説明している。

企業は、有形固定資産が、気候変動から生じるリスク及びそうしたリスクへのエクスポージャーにどのように影響されるかを利用者が理解できる十分かつ適切な開示を担保する必要がある

開示例 2-2 – Electricité de France 社 - 2020 年度財務諸表

20.4 環境及び気候保護のための持続可能な投資、研究開発及びその他の支出

20.4.1 持続可能な投資

2020 年、当グループは、事業上の投資プログラムを継続しており、その額は総額で 165 億ユーロに達し、その内訳は、160 億ユーロが無形資産及び有形固定資産(注記 4 及び 10.7 を参照)への投資、5 億ユーロが金融投資であった。

サステナビリティ活動に関する欧州タクソミーの作業の一環で、当グループは、事業投資のうち、EU によりグリーン認証される部分の割合を見積もっている。当グループが採用した算定方法では、これらの投資には、金融投資又は IT 設備や車両の更新など「法人全体」に係わる投資は含まれない。

2020 年、当グループの投資のうち約 94%が低炭素目的を満たすものであった。投資のうち 51%は原子力発電所に関係していた。また、43%が、特に再生エネルギー(例: 水素発電、風力発電及び太陽光発電)の生産、ネットワーク及びエネルギー・サービスを中心に、(2020 年 3 月の技術的専門家グループの報告に基づく現在の方法による)サステナビリティ活動に関する欧州タクソミーに準拠していた。これらの数値は、欧州委員会による委託法令が 2021 年に公表された時点で、「タクソミー」規制の改正を考慮して修正される可能性が高い。低炭素投資戦略は、当グループの石炭石油発電所の一部を低炭素発電方式に転換するという目的にも織り込まれている。

当グループはフランスで Ecocombust プロジェクトを実施しており、その主要な目的は、現在石炭が利用されている加熱又は発電設備で利用可能になる革新的な環境に優しい燃料を作ること、すべての化石燃料発電所の性能の最適化を図ることである。EDF 社及びエコロジー・持続可能開発・エネルギー省が検証した事前作業プログラムの下で求められる実証実験及び影響度調査で満足のいく結果が達成される場合、EDF 社は 2022 年にこの新しい燃料の商業生産を開始することを目指す。

開示例 2-2 – Electricité de France 社 - 2020 年度財務諸表

その上で燃料は 2022 年からコルドメ発電所のボイラーで、少量の石炭要素と共に混焼に使用される。

EDF 社はまた、新しい活動への投資を通じてエネルギー転換に寄与している。2017 年、EDF グループは、環境保護活動の促進及びデジタル化の移行を検討し、革新的で競争力のある製品及びサービスを顧客に提供する、スタートアップ・インキュベーション企業、EDF Pulse Croissance 社を設立した。EDF Pulse Croissance 社は、カーボン・フリー・エネルギー、顧客サービス及び分散型エネルギー・ソリューションに重点を置く資産のポートフォリオを開発する当グループの CAP2030 戦略の一部を担っている。

2019 年、EDF Pulse Croissance 社はスタートアップ企業に出資し、起業家プロジェクトの中で成長したいいくつかの企業を子会社化した。その 1 つが Hynamics 社である。同社は、産業及び重機輸送向けに、水電解により生成される低炭素水素の製造・販売を専門に事業展開している。Hynamics 社はまた、フランス全土における、列車、バス、ゴミ回収車、商用自動車及び河川運搬船といった大型電気輸送機器向けの給水素ステーションのネットワーク網の整備に寄与している。

複数年エネルギー・プログラム(以下、PPE)でフランスの石炭発電所の廃止の最終期日が 2026 年に定められ、また Ecocombust プロジェクトにより、2019 年上期にル・アーブル発電所及びコルドメ発電所の減価償却期間の終了事業年度を変更した。すなわち、ル・アーブル発電所については 2021 年、コルドメ発電所については 2026 年に変更した(コルドメ発電所については、Ecocombust プロジェクトに関する最終決定によっては当該期日がさらに変更になる可能性がある)。当グループはまた、フランスの海外領土に関する PPE の下で必要な措置を講じており、石油で稼働している発電所について液体バイオマスに漸次転換していく計画である。

2050 年までにカーボン・ニュートラルを達成するという EDF グループのコミットメントは、フランスにおける長期的な原子力発電に要する費用の資金調達するために保有されている専用資産のポートフォリオ(2020 年 12 月時点で 338 億ユーロ)に適用される経営方針にも反映されている。当グループは、3 つの分野を対象とする責任投資に関する憲章を策定している(国連の責任投資原則への準拠、人権に関する主要な国際協定の尊重及び責任投資に関する報告書の発行)。本憲章は直接管理される資産及び委託管理契約に従って専門家企業により管理される資産の両方に適用される。

さらに、当グループは 2020 年 12 月 17 日に、Energean 社への探索・生産事業の売却を完了した(注記 1.4.2 及び 3.1 を参照)。ハイドロカーボン探査・生産(E&P)事業の漸次の処分は、CAP2030 戦略に定められる優先順位に整合する。

弊社のコメント

気候関連事項は、有形固定資産の耐用年数、残存価額及び廃棄に大きく影響する可能性がある。気候変動及びそれに関連するサステナビリティを推進するための法律で、有形固定資産項目が「座礁資産」になり、帳簿価格が既存のビジネス・モデルではもはや回収できなくなるリスクが高まる。

気候変動の影響を取り巻く不確実性を鑑みると、開示は、有形固定資産項目を認識して測定する際に経営者が行った判断を財務諸表利用者が理解し評価できるように改善されなければならない。

3. 資産の減損

3.1 論点

IAS 第 36 号「資産の減損」は、企業は各報告期間の末日（年度末又は期中報告日のいずれか）において、企業の資産について減損の兆候があるかどうかを評価しなければならないと定めている。減損の兆候が存在する場合、IAS 第 36 号は、企業に減損テストの実施を要求している。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産については、IAS 第 36 号に従って毎年、及び減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを行わなければならない。減損の兆候としては、企業に悪影響を与える技術的、市場的、経済的若しくは法的環境の著しい変化、資産の陳腐化、資産価値が低下していることを示す観察可能な兆候などが挙げられる。環境の変化の重要性に関する認識の高まりが規制上の措置につながり、利害関係者の視点にも影響を及ぼしている。そして、このことがコモディティの市場価格に影響を及ぼしており、企業は営業活動のあり方の変化を迫られている。企業はそうした事象及び状況が減損を示すものであるかどうかを検討する必要があるだろう。

1 つ又は複数の減損の兆候が識別された場合、資産又は資金生成単位 (CGU) の回収可能価額を算定し、帳簿価額と比較しなければならない。回収可能価額を算定するにあたり、企業は、環境の変化の直接的、間接的な影響の両方を検討する必要があるだろう。

最後に、IAS 第 36 号は、主要な見積り及び判断、減損損失の認識につながる事象や状況など、資産又は CGU の減損テストがどのように行われたかを使用者が理解できる十分な情報を開示することを企業に求めている。

3.2 影響

減損の兆候

パリ協定に沿って 2050 年までにネットゼロエミッションを達成する確約など、環境の変化に対処するための政府の措置は、以下を示唆している可能性がある。

- ▶ 一定の排出目標を超過する資産の使用に対するペナルティが原因で、時の経過又は通常の使用で見込まれるものを大幅に上回る企業の資産価値の下落が存在する。さらに、それは、資産が従前に見込んでいたよりも早く廃棄されることを示唆する可能性がある。
- ▶ 企業が営業活動を行う市場、経済又は法律環境に対する重大な悪影響が存在する。例えば、二酸化炭素排出量に基づいてカーボン・クレジットを返還しなければならなくなる法律上の要求事項は、一定の活動は現在の形態では収益性が減少する、また、赤字が生じることさえあることを意味する可能性がある。あるいは、ある一定の生産方法を制限する規制の導入は、追加の投資が求められること、または生産をやめる必要が生じることの意味する可能性がある。
- ▶ 企業が採用している技術に対する重大な悪影響が存在し、市場の変化に順応するために技術に対する多額の投資が求められる。

さらに、投資家、保険会社、供給者、貸手、顧客といった利害関係者は、投資又は購入の決定をする際に環境をさらに意識するようになっている。彼らは、一定の業界へのエクスポージャーも織り込む。これらの動きは結果として、以下のような減損の兆候につながる可能性がある。

- ▶ 顧客の好みが変わること(例:より持続可能な財又はサービスを導入する同業他社)、以前に予想していたよりも資産又は CGU の経済的成果が悪化する。
- ▶ 一般的なコスト上昇。これにはたとえば、供給者がより高い原価を転嫁する、供給者が一定の資産について部品の生産を停止する、または、資産又は CGU の予想していた経済的成果に悪影響を与える異常気象の物理的な影響による追加のメンテナンスコストなどがある。
- ▶ 市場金利又は他の市場投資収益率が上昇し、資産や CGU の使用価値を計算する際に用いられる割引率に影響が生じる可能性が高い。それにより、資産又は CGU の回収可能価額が大きく減少する可能性がある。例えば、炭素排出量が多い業界又は洪水リスクにさらされている営業活動をしている企業は、より高い金利に直面するかもしれない、また投資家は、そうした企業に投資することでリスクが高まり、それを補填するためにより高い投資収益率を求めらるだろう。一方で「グリーン」産業で営業活動を行っている企業の場合、金利は低くなる可能性があり、割引率に好影響が生じる。割引率が高いということは資産又は CGU に固有のリスクが高いことを反映しており、将来キャッシュ・フローの現在価値が減少し、結果として使用価値も減少する(その逆も然りである)。
- ▶ 企業の純資産の帳簿価額が時価総額を上回る。投資家が、炭素排出量が多い業界から離れはじめる場合、企業の株価は悪影響を受ける可能性が高く、時価総額がその純資産の帳簿価額を下回る可能性がある。
- ▶ 保険会社が環境変化に対するリスク・エクスポージャーを、例えば極端な気象条件の物理的影響に関しより高い確率を織り込んで管理することで、保険コストが増加する。

最後に、カーボンフットプリントを減らす、または、より全般的な環境への影響を減らすという企業のコミットメントによって、以下が示唆される可能性がある。

- ▶ 資産の陳腐化の証拠。例えば、企業は脱炭素戦略に適合しない資産の廃棄を検討する可能性がある。
- ▶ 資産に悪影響を及ぼすと考えられるような、資産が使用されているか又は使用されると見込まれる程度又は方法に関する当期中又は近い将来における著しい変化の発生。例えば、企業は、カーボンフットプリント、化石燃料の使用を削減するために特定の活動を減らすことを検討したり、エネルギー消費量の多い資産を段階的に廃止したりすることが考えられる。
- ▶ 資産又は CGU の営業コストは、二酸化炭素排出量の相殺が求められることにより、又はエネルギー及び水の消費量を削減するための投資により悪影響を受ける。

ArcelorMittal 社は下記のように年次報告書に、減損評価の一環で気候変動の影響をどのように検討したかを記載している。

開示例 3-1 - ArcelorMittal 社 - 2020 年度年次報告書

5.3 のれんを含む無形資産及び有形資産の減損

当社は、資金生成単位グループ (CGU グループ) 及び資金生成単位 (CGU) の回収可能価額の算定に適用される将来キャッシュ・フローの見積りに影響を及ぼす可能性がある一定の気候関連リスクへのエクスポージャーを検討した。電気自動車への転換や風力及び太陽光発電への移行といった動きにより、顧客が原材料の組み込み排出量及びライフサイクル排出量についての理解を深めており、この点において鋼材は有利性を持つことから、当社は更なる好機を感じている。気候関連政策に関する ArcelorMittal 社の最も実質的なリスクは、欧州のすべての工場に適用される欧州排出量取引制度 (ETS) である。当該リスクは、規制の対象になる当社の主要な製鋼工場に関係する。輸入鋼材は規制の対象とはならないものの、保護措置はいまだとられていない。当社はパリ協定の目的に賛同しており、2030 年までにヨーロッパでその炭素排出量を 30% 減らし、2050 年までにグループ全体でカーボン・ニュートラルを達成するという大胆な計画を発表した。これらのアナウンスされた目標では、世界レベルでの市場、豊富で無理のない価格のクリーン・エネルギーへのアクセス、必要なエネルギー関連インフラの整備、低排出製鋼及び循環経済への転換の加速に向けた持続可能な資金など、厳しい要求事項が条件となる長期的な多額の投資が求められる。したがって、これらの要求事項を巡る不確実性を鑑みて、当社の最善の見積りにおいて、上述の重要な長期的投資を、CGU グループ及び CGU の回収可能価額に関する将来キャッシュ・フローについての当社の仮定に含めていない。同時に、当社は、中長期ベースで、スマート・カーボン・ルート及び水素 DRI ルートをはじめとする脱炭素化鋼材への転換に向けた様々な低排出技術の開発に携わっている。それらに求められる投資は、当社又はジョイント・ベンチャーの将来キャッシュ・フロー予測において、コミットされた及び (又は) 実施されている設備投資に関する当社の最善の見積りの一要素として考慮されている。さらに、当社の将来キャッシュ・フローに関する仮定には、排出枠を獲得するために当社が負担するコストの見積りも含まれ、当該見積りはヨーロッパにおける平鋼事業に主に影響を与える。炭素排出コストに関する仮定は、過去の実績、将来コストを緩和又は相殺すると見込まれる機会及び将来の変化に関し入手可能となる情報を基礎にしている。経済動向、低排出技術への転換速度の不確実性、炭素削減目標を満たすために講じられる政治面及び環境面での措置、気候関連事項から生じる規制上の変更及び排出に関する活動により、資本支出、炭素排出コストなどの回収可能価額の計算に使用される当社の仮定及びその他の仮定は、本来的に不確実であり、最終的に実際の金額と異なる可能性がある。

回収可能価額の算定

IAS 第 36 号は、回収可能価額を、処分コスト控除後の公正価値及び使用価値のいずれか高い方と定義している。回収可能価額が使用価値を基に算定され、将来キャッシュ・フローの見積りが求められる場合、IAS 第 36 号は、企業のキャッシュ・フロー予測は、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状况に関する経営者の最善の見積りを反映する合理的で裏付け可能な仮定を基礎としなければならないと定めている。その場合、企業は、リスクの様々な要素及び側面を考慮に入れる必要があり、それらは割引率又はキャッシュ・フローのいずれかの調整として扱われる。

これらの要素には、金額や時期に関する複数の可能性に関する予測、及び市場参加者が、企業が資産から得られると見込む将来キャッシュ・フローの価格付けを行う際に織り込むその他の要因、並びに資産/CGU に内在する不確実性を負担する際の価格が含まれる。気候変動の影響に関する一般的な不確実性及び仮定を評価するための過去の情報の入手可能性が限られることから、将来キャッシュ・フローの予測又は予算を作成する際には相当の課題が見込まれる。

金額や時期に関する複数の可能性

企業は、環境の変化を織り込む場合、外部の証拠をより重視しなければならないとするIAS第36号の定めを考慮しなければならない。

環境の変化を織り込むということは、将来の影響に関する重要な不確実性に対処する必要があることを意味し、それは企業の支配が及ぶものではなく、過去には組み込まれていないデータを組み込まなければならない。したがって、企業は外部の証拠を無視することはできず、外部の証拠により重点を置かなければならないとするIAS第36号の定め⁵を考慮しなければならない。企業は、入手可能な最善の情報を利用しなければならず、「合理的に入手可能な情報が、他の市場参加者であれば異なるデータを用いるであろうということ、又は企業固有のシナジーなど他の市場参加者が利用できない企業に固有の何かが存在する」ことを示す場合、企業の自社のデータを調整しなければならない。例えば、企業は予測されたエネルギー価格、コモディティ価格又は炭素価格を使用することができる(例を下記の開示例3-7で説明している)。予測価格を組み込むことは複雑で、特に関連するタイムフレーム及び使用する気候変動シナリオに関しては相当の判断が求められる。コモディティ価格の予測は例えば、コモディティ・ブローカーや一定の銀行から得られる。関連する市場のスポットの炭素価格が炭素の価格付けの出発点になるであろう。また、企業は、炭素価格付けを気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)、国際エネルギー機関(IEA)及び世界経済見通し(WEO)により提供されるダウンスケール・シナリオから始めることもできる。企業が営業活動を行う国や地域について適切な情報源を判別するには判断が求められる。

キャッシュ・フロー予測のインプットが決まったら、次に企業はそれらのコストを顧客に転嫁できる範囲を検討することになるが、それは具体的な契約や市場の価格弾力性に左右される。

Beach Energy社は、下記の通り財務諸表に気候変動の影響をどのように考慮し、炭素価格付けを減損評価にどのように織り込んでいるかを開示している。

開示例 3-2 Beach Energy 社 - 2021 年度年次報告書

減損及び減損戻入の兆候のモデリング

減損の兆候が存在するかどうかを判断する際に、公表された市場価格が存在しない場合、各CGUの将来キャッシュ・フローの現在価値に関する見積りを行う。これらの見積りでは経営者の重要な判断が求められ、リスクと不確実性が存在し、よって経済状況の変化もまた、使用される仮定及び将来キャッシュ・フローを割り引くために使用される金利に影響を与える。

⁵ 使用価値の測定に関するIAS第36号33項(a)を参照。また、処分コスト控除後の公正価値の測定に関する公正価値の算定については本冊子のセクション5を参照されたい。

現在の気候変動に関する法律も計算に織り込み、気候変動リスクを巡る将来の不確実性を引き続きモニタリングしていく。これらのリスクとしては、CGU の埋蔵量のうち、経済的に持続可能な方法で採掘が可能にならない部分が含まれる。その原因としては、気候変動に対する政策、規制(炭素価格付けの仕組みを含む)、法律、技術、市場又は社会の対応により当社グループの製品需要の減少することや、深刻さを増す極端な気候変動事象から生じる重大なリスクに係る物理的な影響、及び気象パターンの長期的な変化から生じる慢性的なリスクに係る物理的な影響などが挙げられる。大半のケースで将来キャッシュ・フローの現在価値は、下記に概要が示される仮定に最も敏感に反応する。今のところオーストラリアでは炭素に関する価格は存在しないが、当社グループはさらに、炭素価格が \$25/tCO₂e から 2030 年までに A\$50/tCO₂e に上昇し、2040 年までに A\$70/tCO₂e (実質) に上昇する炭素価格付け曲線を含み、そして二酸化炭素回収・貯留の便益及び仮に整備されていれば、2021 年 6 月 30 日現在で所定の減損が生じていない Beach 社の「25by25」イニシアティブに関連するプロジェクトの実施を織り込んだ NPV に対してオーストラリアにおける生産資産の簿価を評価している。各 CGU の将来キャッシュ・フローの現在価値は、最低でも半年ごとに外部の市場の予測を参照に下記の仮定を用いて見積もられている。適用した仮定は、契約価格及び先渡価格及び外部の市場アナリストの予測を含む観察可能な市場データを考慮している

将来投資に関するキャッシュ・フロー

考慮しなければならないもう 1 つの側面は、資産又は CGU の回収可能価額を算定するために用いられるキャッシュ・フロー予測において、固定資産への投資をどのように考慮すべきかということである。回収可能価額を処分コスト控除後の公正価値で算定する場合、市場参加者であればそのような投資を行うであろうと想定するのであれば、これらの投資を考慮しなければならない。しかし、CGU の使用価値を算定する際には、IAS 第 36 号で定められたより規範的なガイダンスに従うことになる。資産から生成される将来キャッシュ・フローを現在の状態で見積り、企業が未だ確約していない将来のリストラクチャリング又は資産の性能改善から生じると見込まれる将来キャッシュ・インフロー又はアウトフローの見積りを含めてはならない。こういったために鑑みると、企業が、一定の持続可能性に関する目標を達成する又は二酸化炭素排出を削減しようとする場合、当該キャッシュ・フローはどの範囲で含めるべきかという疑問が生じる。この 2 つのケースいずれにおいても資本投資を必要とする。投資は資産の稼働を継続するために必要なものなのか、したがってそれはメンテナンスに類似するものであるかどうかを理解することが鍵となる。対照的に、そうした資本投資が実際には資産の改善又は向上のために行われる場合、それらは企業が投資を確約し実質的に投資を開始した場合にのみキャッシュ・フローに含めるべきである。

複数シナリオの使用

例えば脱炭素化の速度及び世界の平均気温の上昇する度合いなど、環境の変化に関する異なるシナリオがどのように現実のものになっていくのかを検討する場合、相当の不確実性が伴い、判断が求められる。重要な不確実性が存在し相当の判断が求められる場合、使用価値を算定するために確率加重シナリオに基づく期待キャッシュ・フロー・アプローチの方が、最善の見積りに基づいた単一のキャッシュ・フローを算定する方法より適切になるであろう(開示例 3-3 の例を参照)。実際、これは、異なるシナリオに基づく予想価格をキャッシュ・インフローに織り込むだけにとどまらず、確率加重シナリオ(すなわち、最悪のケース、基本となるケース及び最良のケース)を期待キャッシュ・フローの算定に使用することを意味する。

投資は資産の稼働を継続するために必要なものか、したがってそれはメンテナンスに類似するものであるかを理解することが重要である

重要な不確実性が存在し相当の判断が求められる場合、確率加重シナリオに基づく予想キャッシュ・フロー・アプローチがより適切になるであろう

確率加重シナリオ・アプローチを使用する場合でも、企業は、キャッシュ・フローに反映されていない一般的な不確実性及びリスクに関し割引率を調整することを依然として検討する必要がある。シナリオ分析は、採掘産業や製造産業などの、気候変動による影響を大きく受ける産業に関しては特に関連性が高いといえる。影響の範囲が小さい産業は、割引率を通じて環境の変化から生じるエクスポージャーを組み込むことを検討して、感応度分析を行うこともできる。公正価値の解説については、本冊子のセクション 5 を参照されたい。

Tesco 社は、以下のように、キャッシュ・フロー予測をどのように確率加重し、気候変動シナリオを検討したかを年次報告書に記載している。

開示例 3-3 - Tesco 社 - 2021 年度年次報告書

減損テストの方法－使用価値－小売

使用価値算定のための見積りには、割引率、長期成長率、数量及び価格を含む将来キャッシュ・フローの想定される推移、及びキャッシュ・フロー・シナリオに割り当てられた確率が含まれる。見積りは、過去の実績及び市場の将来の変化に対する期待値を基に行われる。そうした見積りには、実勢の経済動向や世界経済、同業他社の活動、市場動態、常に変化する顧客の行動、小売業界が直面する構造的な課題及び当グループの営業活動の規模に即した対応力といった要素が含まれる。

キャッシュ・フロー予測は、当グループの 3 カ年内部予測に基づいており、その結果は取締役会でレビューされている。3 年から 5 年までの予測は経営者の予測を基に、その後は長期平均成長率を基に推定される。小売事業の長期成長率は、一般に認知された機関のインフレ予測に基づいている。

当期においては、当グループは、確率加重した異なるキャッシュ・フロー・シナリオごとに期待キャッシュ・フロー・アプローチを適用している。最も大きな確率加重は、3 カ年内部予測から導き出されたキャッシュ・フローに適用される。追加的なシナリオには、アップサイドのシナリオだけでなく、英国の EU 離脱、新型コロナウイルス感染症、マクロ経済の減速及び気候変動に示されるリスクを考慮に入れている。当該キャッシュ・フロー予測に使用したシナリオは、持続可能性に関するステートメントに記載されたシナリオ（戦略レポートの長期持続可能性に関するステートメントを参照）と整合的である。

Eni 社は、気候リスクをシナリオ分析に織り込んでいないが、石油・ガス産業の気候関連リスクが増大した結果、割引率がどのように変化したかを記載している。

開示例 3-4—Eni 社- 2020 年度年次報告書

非金融資産の減損

当該資産の使用に関連する将来キャッシュ・フローの割引率は、当グループが活動している国に関する営業活動上の特有のリスクを織り込むために調整された（調整 WACC）、加重平均資本コストを基礎に見積もられている。2020 年の WACC は 6.7%であるが、これは主に指標国のリスクフリー資産の利回りが減少し、マイナスになったことで 2019 年（7.4%）と比べ低下している。

一方で当社の株式の短期的なボラティリティに割り当てられたウェイト(独立した情報源からのベータ値)によりこの低下トレンドは抑えられている。つまり、前年度と比較して、気候関連リスク及び業界の構造的な脆弱性を原因として石油・ガス産業におけるリスクはより一層高いものとして認知され、またそれらが感染症拡大により増幅された結果となっている。

気候変動により、数年先以降の将来キャッシュ・フロー予測を作成することが非常に困難となる企業もある。

気候変動リスクに大きくさらされる企業は、使用する成長率への影響を評価しなければならなくなり、マイナスの成長率さえ覚悟しなければならない可能性がある。

信頼性におけるキャッシュ・フロー予測の期間

企業の支配が及ばない重要な不確実性が存在する場合、信頼におけるキャッシュ・フロー予測が入手可能になる期間及び気候変動が当該キャッシュ・フロー予測期間の最終年度に使用される成長率に及ぼす影響を慎重に考慮する必要がある。IAS 第 36 号は、使用価値算定に用いるキャッシュ・フロー予測の期間は最大 5 年と定めているが、正当性がある場合にはそれ以上の期間を予測に含めることを容認している。気候変動により、向こう数年を超える将来キャッシュ・フロー予測を作成することが非常に難しくなる企業もある。長期的なキャッシュ・フローの推定を、短期キャッシュ・フロー予測をベースに行うことは、難しい問題が生じる。ターミナル・バリューを計算する前により長い期間についてキャッシュ・フロー予測をしなければならない企業もあれば、キャッシュ・フロー予測は資産又は CGU の残存する見積耐用年数の全期間にわたって行うべきであると考えられる企業もあるだろう。

ターミナル・バリュー

多くの長期的資産の使用価値は、ターミナル・バリュー、したがってキャッシュ・フロー予測の最終年のキャッシュ・フローの水準及びそれに適用される成長率が重要な価値算定ファクターになるだろう。したがって、キャッシュ・フロー予測期間の最終年の数値が確かに持続可能な水準を表しており、また、気候関連側面についても確実に反映しているということが重要である。反映されない場合には、気候変動の影響に対処するための将来の支出を反映するための調整が必要となる可能性がある(将来投資に関するキャッシュ・フローについては上記の解説を参照されたい)。適用される成長率が適切であることを担保し気候関連事項の影響を確実に考慮することが重要である。IAS 第 36 号は、逡増する成長率を使用することが正当化できる場合を除き、一定又は逡減する成長率を使用するよう求めている。気候変動リスクに大きくさらされている企業は、適用する成長率への影響を評価しなければならないだろうし、マイナスの成長率を適用することも検討する必要が生じるかもしれない。さらに、ターミナル・バリューは、経過時間に応じて異なる成長率を検討する必要がある場合、特に大きな課題となる。

下記の事例では、Enel 社は、減損テストで気候変動及び特にターミナル・バリューと想定する成長率への影響をどのように検討したかを開示している。

開示例 3-5—Enel 社- 2020 年度年次報告書

のれん

名目成長率は、(関係する国や事業に左右されるが)電気事業の長期成長率及び(又は)長期物価上昇率に等しく、いかなる場合も参照する市場の長期平均成長率より高くなることはない。当グループはまた、特にターミナル・バリューの見積りにおいては、関係する事業の特性を基に 2030 年から 2050 年の電力需要の推移に沿った長期成長率を考慮に入れることで、気候変動の長期的影響を検討している。

当グループはしたがって、エネルギー転換に関連する趨勢を基に戦略的方向性を定めた。再生可能エネルギー源を使用する発電資産の開発を通しての脱炭素化、ネットワークの開発に紐付けられるイネープリング・インフラ、及び技術及びデジタルの進歩を最大限利用するプラットフォーム・モデルの実装に重点を置いて資本投資を進める。これらによって、エネルギー消費の電化並びに最終利用者にとっての新しいサービスの開発が促進される。

2020 年、Enel 社は、2021 年から 2023 年の新戦略計画に織り込まれた再生エネルギーの普及の加速化及び火力発電キャパシティの削減の両方を捕捉する脱炭素化ロードマップを更新した。2020 年のキャピタル・マーケット・デーに、Enel 社はパリ協定の目標に整合する 2030 年の目標を設定した。Enel 社は、2020 年度財務諸表において、のれんの減損テストでは同じ仮定を使用したと説明している。

開示例 3-6 - Enel 社 - 2020 年度年次報告書

時間軸		温室効果ガス(CHG)削減目標
短期	2023	> スコープ 1 温室効果ガスの直接排出量 148gCO ₂ eq/kWh(2020 年比 32%マイナス)
中期	2030	> スコープ 1 温室効果ガスの直接排出量 82gCO ₂ eq/kWh(2017 年比 80%マイナス、SBTi により認証された、気温上昇 1.5°C に抑える道筋に整合) > スコープ 3 最終利用者によるガス排出に関連する間接排出量の 2017 年比 16%削減
長期	2050	エナジー・ミックスの完全な脱炭素化

BP 社は年次報告書に、価格設定に関する仮定をどのように修正し、それらが外部の価格設定予測とどのように比較されるかを開示している。

開示例 3-7 - BP 社 - 2020 年度年次報告書

気候変動の影響及び低炭素排出経済への転換を評価する際に行った判断及び見積り

財務諸表を作成するにあたって気候変動及び低炭素排出経済への転換を考慮した。これらは、下記で説明される同社の資産及び負債の現在の報告金額に重要な影響を与える可能性がある。

投資の減損

エネルギー転換は石油及び天然ガスなどのコモディティの将来価格に影響を及ぼす可能性が高く、次に石油・ガス産業の有形固定資産及びのれんの回収可能価額にも影響が生じる可能性がある。

減損テストのために行った使用価値算定で使用した石油及び天然ガス価格の仮定に関する経営者の最善の見積りは、2020年に下方修正され、対象となる期間も2050年まで延長された。修正された仮定は、経営者が考慮した外部の予測の範囲に収まっており、気候変動に関するパリ協定の目標に整合する幅広い転換の道筋にほぼ沿っている。上流の石油及びガス資産を保有している子会社に対する投資においては、より低い価格の仮定を用いてテストした結果、当期において投資に関する減損が認識された。エネルギー転換は、将来の開発又は探査の実行可能性に関する見直しにも影響を与える可能性がある。価格がより低下するという仮定及びBP社の新しい戦略を推し進めるための作業の結果、探査資産及び無形資産の回収可能性が2020年の間に見直された。一定の無形資産がその後償却され、同社は結果として、それらの資産を保有する子会社に対する投資に関し減損を認識した。

開示

企業が減損テストに気候リスクを反映するために重要な仮定と判断を行う場合、それらは開示に反映されなければならない。気候変動及び気候関連目標が仮定にどのように織り込まれ、減損テストにどのように反映されているか、またそうではない場合には、なぜそれらが考慮されなかったかを開示することが重要になる。例えば、2050年までにパリ協定の目標であるネット・ゼロ排出を達成することを確約する企業は、コモディティの価格設定、賦課金、資産の強制的な廃棄、事業の売却などに関する仮定に、これらの点がどのように織り込まれているかを開示することを検討する可能性がある。それは、利用者が、財務諸表における開示とサステナビリティ報告書やプレス・リリースなど、年次報告書の他のセクションで開示されているものとの相互作用を理解するのに役立つ。開示についてはセクション1でより詳細に解説している。

Coles社は、気候変動に関し公表した野心的な計画が財務報告に及ぼす影響について述べており、気候リスクの結果による重大な財務報告上の影響を識別していない、と説明していた。

企業は、気候変動及び気候関連目標が仮定にどのように織り込まれ、減損テストにどのように反映されているかを開示しなければならない

開示例 3-8—Coles Group 社 - 2021 年度年次報告書

将来予測キャッシュ・フロー

将来予測キャッシュ・フローは、取締役会が承認した当グループの内部の5カ年予測を基にしており、各資産又はCGUの収益、費用、資本的支出及びキャッシュ・フローに関する経営者の最善の見積りを反映している。内部予測を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大が収益及び費用に継続的に与える影響を考慮している。過去の経験及び当グループが営業活動を行う市場の将来変化予想に基づいて、販売価格及び直接原価の推移を織り込んでいる。

さらに、同社グループの気候変動リスク評価を定性的に見直し、気候変動関連リスクがのれんの帳簿価額に与える潜在的な財務上の影響についても検討している。当該見直しを実施した結果、重大な財務報告上の影響は識別されなかった。

資産又はCGUの処分コスト控除後の公正価値を算定する場合、将来予測キャッシュ・フローはまた、資産の性能改善のための資本支出のなど合理的に入手可能な市場参加者の仮定も盛り込んでいる。

感応度分析は、回収可能価額算定に使用されるインプットの合理的に考え得る変動が余裕分に与える影響又は減損につながる仮定の変更を説明するのに有用となる。例示 3-1 で解説している。

弊社のコメント

- ▶ 一定の資産、プロセス又は活動が気候関連の事業上の要求事項に影響を受ける範囲、及び気候関連リスクと機会が、予測期間のキャッシュ・フロー予測など、企業の将来に関する情報にどのように影響を与えるかについては、相当の判断が求められる。
- ▶ 企業は、気候関連リスクに対する企業のエクスポージャーの有無を評価する際に利用者がどのような情報に依拠するかを検討しなければならない。

4. 引当金

4.1 論点

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」は、企業が過去の事象の結果として現在の義務(法的又は推定的)を有しており、当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合、引当金を認識することを求めている。同時に、IAS 第 37 号は、将来の営業損失について企業が引当金を認識することを容認していない。

不利な契約の場合を除いて、引当金として認識が要求される金額は、報告期間の末日における現在の義務を決済するために必要となる支出の最善の見積りでなければならない。不利な契約の場合、引当金として認識が要求される金額は、予想される結果の見積りに基づくことはない。その代わりに、当該引当金は、契約履行のコストと、(企業がこれを選択する予定かに係わらず)契約不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方を反映する。

認識要件のいずれかが満たされない場合、引当金が認識されることはないが、企業はその代わりに偶発負債を有する可能性がある。偶発負債は貸借対照表で認識されることはないが、決済時の流出の可能性がほとんどない場合を除いて説明的な開示が求められる。

IAS 第 37 号では、財務諸表利用者が引当金及び偶発負債の性質、時期及び金額を理解できる開示を求めている。引当金及び偶発負債の両方について、これには、流出の金額又は時期に関する不確実性の指標が含まれる。

4.2 影響

企業が気候変動の影響に対処する措置を講じる場合、それらの行為によって、新たな負債の認識が生じる結果となる可能性があり、また、認識要件が満たされないのであれば、新たな偶発負債を開示しなければならない可能性がある。

特に、気候変動による引当金及び偶発負債への影響を評価するにあたり、企業は以下の事項を考慮することが求められる。

新たな法令

気候変動に対応して導入される法令では、従前には存在していなかった新たな義務が生じる可能性がある。例えば、2003 年から導入された EU 指令「電子電気機器廃棄物指令」(WEEE 指令)⁶のように、製品のリサイクル又は撤去に関する新たな規制が導入される。新たな法律が提案されてはいるが制定まで至っていない場合、法案が原案どおりに制定されることがほぼ確実にした時点でのみ義務が生じる⁷。実際には多くの国や地域で、法律が制定されてはじめてそうした義務が生じることになるであろう。

将来、特定の方法で事業を行うために支出を負担させる法的規制がある場合、下記の設例 1 で説明しているように、将来の支出を負担する現在の義務が存在しない場合には、当該法的規制自体が引当金を認識することを正当化するものではない。

⁶ IFRIC 第 6 号「特定市場への参加から生じる負債—電気・電子機器廃棄物」は、IAS 第 37 号の第 14 項(a)に従って引当金の認識に関する義務を発生させる事象の識別に関するガイダンスを定めるために開発された。しかしこれは IAS 第 37 号にある既存のガイダンスであり、すなわち、過去の義務発生事象が存在し、資源の流出の可能性が高く、かつ信頼性をもって測定できる場合に、引当金の認識が求められる。

⁷ IAS 第 37 号第 50 項を参照

気候変動の影響に対処するための措置は結果として、新たな負債の認識、又は新たな偶発負債の開示につながる可能性がある

設例 1: 将来的な支出の負担に関する法律上の要求事項

2021年に可決された法律により、ある企業は、すべての所有する不動産のガス暖房システムを、2025年6月30日までに水素又はその他の低炭素代替物に入れ替えなければならない。同社は2026年にはじめて暖房システムの再調達を開始する。

2022年、2023年及び2024年の報告期間の末日現在において、義務を発生させるような事象は生じていない。暖房システムが再調達される、又は法律が発効する場合にのみ、過去の事象の結果としての現在の義務が存在することになる。

2025年12月31日時点では暖房システムは再調達されていないので、法律に定められる暖房システムの再調達費用に関する引当金の計上を正当化する義務を発生させる事象は引き続き存在しない。罰金及び違約金に関しては、2025年12月31日時点でそれらが課せられる可能性の方が課せられない可能性より高いと判断される場合には、罰金及び違約金の最善の見積額をもって引当金が認識される。

さらに、例えば企業が使用するエネルギーに課せられる環境税など、特定の活動を推奨又は控えさせるための新たな賦課金制度が政府により導入される可能性がある。IFRIC第21号「賦課金」を適用すると、関連する法令により賦課金を支払う義務を生じさせる活動が、引当金の認識上、義務を発生させる事象になり、この場合には、エネルギーの消費がこれに該当する。

推定的義務

企業は気候変動に関して一定の方法で行動する又は一定の活動を実施する公的コミットメントを行う場合がある。そうした企業は、引当金の認識が求められる推定的義務が生じているかどうかを評価しなければならない。IAS第37号に従って、企業の将来の行為とは関係なく存在する過去の事象から生じる義務のみが引当金として認識され得る。

廃棄及び資産除去債務

石炭又は石油及びガス工場について、従前には耐用年数を確定できないと考えられていたことから、それら資産の廃棄費用に関し引当金が認識されていない可能性がある。Royal Dutch Shell社が以下の開示例で示しているように、気候変動及びそれに関連する法令により、そうした判断を見直さなければならなくなる、又は新たに廃棄引当金を認識、又は偶発負債を開示しなければならなくなる可能性がある。

開示例 4-1 – Royal Dutch Shell 社 - 2020 年度年次報告書

注記 25 – 訴訟手続及びその他の偶発事象

製造設備の廃棄及び原状回復

石油製品及び化学品業界において、製造設備に関連する廃棄及び原状回復引当金を認識しない業界実務がありました。これは、これらの資産の耐用年数は確定することができないと考えられており、したがって経済的便益の流出が求められる可能性はほとんどないことがその根拠になっていました。

企業は、公的なコミットメントにより推定的義務を生じさせたかどうかを評価しなければならない

気候変動及びその結果制定される関連法案で、過去の判断の再検討が求められる可能性がある

2020年に、当社は、Shellグループの製造ポートフォリオを合理化しようとする計画と合わせて、マクロ経済のファンダメンタルズの変化について検討しました。製造設備について廃棄及び原状回復引当金を認識しないことが今後も適切であるかどうかを改めて検討いたしました。

製造設備の耐用年数が確定できないという仮定はもはや適切ではないと結論付け、廃棄及び原状回復引当金の認識又は偶発負債の開示のいずれかを行う必要性を検討いたしました。その結果、2020年に、相対的に短期の耐用年数を有する一定の製造設備に関し引当金を認識いたしました(注記18を参照)。

気候変動又は関係する法令により企業に新たな廃棄義務が生じるだけでなく、廃棄が前倒しされる可能性もある。この場合、割引計算に影響して、従前に認識している引当金が増加することになる。関連する有形固定資産に含まれる廃棄引当金の対応勘定もIFRIC第1号に従い、増加することになる。また、BP社とRio Tinto社が下記の開示例で示しているように、気候関連事項を考慮した結果生じる廃棄活動の見積費用の変動は、既存の廃棄及び資産除去債務の測定に影響を与える可能性がある。

開示例 4-2 - BP 社 - 2020 年度年次報告書

1. 重要な会計方針、判断、見積り及び仮定

気候変動の影響及び低炭素経済への転換を評価する際に行った判断及び見積り
引当金: 廃棄

エネルギー転換により石油及びガス産業資産の廃棄が前倒しされ、関連する廃棄引当金の現在価値が増加する場合があります。BP社の上流の石油及びガス資産の大多数が、今後20年以内に廃棄が開始されると想定され、経営者は、キャッシュ・フローが変化しないと仮定すると、上流の廃棄引当金に重要な影響を与えるほどの当該見積り期間への変更は基本的に生じないと考えております。廃棄費用の見積りは、周知の規制及び外部環境を基礎としております。低炭素経済への転換の結果、これらの費用に関する見積りは将来変更される可能性があります。

開示例 4-3 - Rio Tinto 社 - 2020 年度年次報告書

注記 25 引当金 ((退職後給付を含む))

	2020 年度	2019 年度
12 月 31 日現在の閉鎖コスト内訳	百万 US ドル	百万 US ドル
廃棄、汚染除去及び解体	3,131	2,066
閉鎖及び復旧のための土工事 ^(a)	4,223	3,889
長期的な水管理費用 ^(b)	966	920
閉鎖後のモニタリング及びメンテナンス	1,318	855
間接費、所有者費用及び偶発事象	3,697	3,360
合計	13,335	11,090

廃鉱に要する各種費用を見積っておりますが、各資産の経過年数と廃鉱までの期間の長さにより、見積りの精度にはばらつきがあります。10年以内に廃鉱される資産については、廃鉱計画及び費用に関する見積りは詳細な調査に裏付けられており、廃鉱期日が近づくにつれてさらに精緻化されます。

これらの廃鉱に関する調査では、気候変動及び想定される気象条件（特に降水量）への対応力が検討されます。新規開発については、気候変動及び最終的な廃鉱条件の検討が、承認プロセスにおける重要な要素になっています。長期稼働資産については、廃鉱引当金は通常、最低でも 5 年ごとに見直される概念レベルの調査を基に決定されています。これらは、廃鉱時の予測気象条件をより正確に考慮できるように継続的に見直しを行っております。

- (a) 土工事による原状回復作業の重要な要素としては、主にディーゼル・エンジン搭載重機を使用する採掘活動によって荒れてしまった土地の再整備などが挙げられます。採掘用重機の低炭素化ソリューションの開発では、鉱山の使用期間中における車両の電動化も含まれております。廃鉱費用の見積りに含まれる重機に関する予測キャッシュ・フローは、既存の燃料源を基に決定されています。このため、当該動力が再生エネルギーからもたらされるようになれば、これらは減少する可能性があります。
- (b) 長期的な水管理は、廃鉱後の酸性岩石排水の処理及びその他の環境上のコミットメントに係わり、当社の廃鉱チームによる研究開発の重点領域であります。この水処理の費用は、土工事及び解体作業の大部分が完了した後も長年にわたり必要となり、したがって長期的に気候変動にさらされることとなります。気候変動により降水率に大きな影響が生じる可能性があり、処理を必要とする水量も変わってくる可能性があります。場所によっては乾燥が進行すると見込まれる一方、降雨量が増大すると見込まれる場所もあることから、当該水処理が廃鉱引当金に与える影響については、現時点で正確に予測することが困難であります。さらに、処理水の代替的な商業利用を検討しており、実現すればこれらの費用を最終的に第三者に転嫁することが可能になります。

不利な契約

環境に優しい素材や処理工程の採用に関連する費用の増加により、従前には利益が生じると見込まれた契約が、損失を出すと思込まれるようになる可能性がある。契約が不利だと判断される場合、引当金はその契約から解放されるための最小の正味コストを反映することになる。最小の正味コストは、契約履行のコストと契約不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方になる。しかし、契約不履行でも支払うべき罰金又は補償が存在しない場合、企業が契約の遂行を選択する場合でも、引当金は計上されない。

ビジネス・モデル

気候変動及びそれに関係する法令変更は、例えば石油の掘削やディーゼル・エンジンの製造組立など、現在の事業活動の一定の領域について、今の形態のままではもはや実行不可能となり得ることを意味する。つまり、契約済プロジェクトや資本コミットメントが破棄され、結果として不利な契約になる、また極端なケースでは個々の部門や事業のリストラや廃止が生じる。企業は、ビジネス・モデルの変更により関連するリストラクチャリング引当金の認識が求められるのか、またそれはいつなのかを評価する必要がある。

法的請求

大抵の場合、法的請求に関する引当の必要性を評価することは、引当金の計上に関して最も困難な課題の 1 つである。非常に長い時間が掛かり得る司法手続自体が有する不確実性がその主な原因である。企業が係争の解決又は裁判所による決定内容の履行に要する費用について引当金を認識する必要があるか否かは、適切な法的助言に基づき、それぞれのケースの具体的状況を合理的に勘案した上での判断に依拠することになる。Royal Dutch Shell 社が下記の開示例で説明しているように、企業は気候関連事項に関連する訴訟は、将来的にはさらに一般的になり、結果は不確実性がさらに増すと想定している。

気候変動及び関連する法令変更は、一定の事業活動がもはや実行可能でなくなることを意味する

注記 25—訴訟手続及びその他の偶発事象**気候変動に係る訴訟**

米国では、複数の地方自治体や州政府が Royal Dutch Shell 社を含む石油・ガス会社を相手取った 18 件の訴訟が発生しております。原告側は、被告の化石燃料製品を原因と主張する気候変動による海面上昇及びその他の影響による公共及び民間インフラに対する危害を含む、様々な損害への賠償請求を行っております。気候変動による海洋への影響の結果、漁業に危害が生じたと主張するカニ漁業者グループも同様の訴訟を提起しています。オランダでは、環境系非政府組織 (eNGO) のグループや個人の原告が Shell 社に対し、Shell 社の事業及び販売されるエネルギー製品からの排出ガスの水準は違法であり、2030 年までに少なくともその排出ガスを (正味) 45% 減らす、もしくは (2019 年と比較して) 35% 又は 25% 減らすことを命じる裁判所命令を求める訴訟を起しています。経営者は、これらの訴訟は、Shell 社に有利な方向で解決されると考えていますが、当該訴訟の最終的な結果、並びにそれが将来の営業活動、利益、キャッシュ・フロー及び Shell 社の財務状況に及ぼす影響に関して、高い不確実性が存在します。

気候変動に関する新しい法令はまた、既存の法的請求に関する経済的便益の流出可能性を潜在的なレベルから高いと判断されるレベルに高めることで、偶発負債の開示ではなく引当金の認識が必要になる場合がある。

開示

気候変動の影響が生じる時期及びその度合いは不確実である。企業は、そうした不確実性や、引当金を認識及び測定する際に行った仮定及び判断を財務諸表利用者が理解できるよう十分かつ適切な開示を行う必要がある。適切な場合、企業は、引当金の測定又は偶発負債の開示、主要な仮定に使用した数値の開示 (廃棄に伴う経済的便益の流出時期など)、報告期間における主要な仮定の重要な変更、その変更の理由、及び費用又は時期に関する仮定の変更に対する重要な廃棄引当金の感応度のそれぞれに関し、気候変動をどのように考慮したかを開示しなければならない。開示に関するより詳細な解説はセクション 1 を参照されたい。

適切な場合、企業は引当金計上の際に気候変動をどのように考慮したかを開示しなければならない

弊社のコメント

気候関連事項は潜在的に、引当金の認識及び測定、偶発負債の開示の必要性に重要な影響を与える可能性がある。しかし、IAS 第 37 号では、企業の将来の行為から独立して存在する過去の事象から生じた義務のみが、引当金として認識される。

気候変動の範囲及び影響を評価する際に存在する重大な不確実性に鑑みると、企業は、それらの不確実性、引当金の測定又は偶発負債の開示において気候変動をどのように考慮したか、そして、引当金を認識及び測定する際に経営者が行った仮定及び判断について、財務諸表の利用者が理解できるように十分な開示を提供する必要がある。

5. 公正価値測定

5.1 論点

IFRS 第 13 号「公正価値測定」は公正価値を出口価格と定義し、企業は、市場参加者が資産又は負債の価格付けの際に採用するであろう仮定を用いなければならない。公正価値は、報告企業に特有の価値ではなく、またリスク評価又は固有のシナジー効果が他の市場参加者と異なるような市場参加者に特有の価値でもない。

公正価値は、資産又は負債の価格付けを行う場合に主要な(最も有利な)市場における市場参加者が考慮するものを重視しており、気候変動が公正価値を測定するために使用する仮定に影響を与えるのか、またどの程度の影響を与えるのかの判断は慎重に行う必要がある。これには、例えば、資産又は負債の価格に気候関連リスクがどのように影響を与えると市場参加者が考えているか、気候変動(それにより資産が特徴付けられる場合)によって資産に課せられる制限の影響、物理的に可能で法律上も許可されており財務的に実行可能かつ企業が現在使用していると推定される非金融資産の最有効使用が含まれる。

IFRS 第 13 号は、企業は観察可能なインプットを観察可能ではないものに優先して使用しなければならないと定めている。これは、リスクの価格が市場で定まっておらず、(全体として)公正価値ヒエラルキーにおける公正価値測定の区分に影響を及ぼす場合には特に困難になる可能性がある。開示に関するその他の要求事項において、IFRS 第 13 号は、使用されている観察可能でないインプットの変動が、経常的なレベル 3 の公正価値測定に重要な影響を及ぼす場合、それらのインプットの変動に対する当該公正価値測定の感応度について説明的記述を示すことを企業に対して要求している。金融商品については、それ以外にも合理的に考え得る代替的な仮定の影響に関する数値情報が求められる。

企業は、公正価値測定が、関連性のある気候関連リスク要因を適切に考慮されていることを担保すべきである

5.2 影響

測定

企業は、関連する公正価値測定は、関連性のある気候関連リスク要因を適切に考慮していることを担保すべきである。気候変動は、現在又は将来の企業の資産及び負債に目に見える影響を及ぼす(例:海面上昇、気象条件の変化、公害レベルの悪化)。気候変動に対する政府又は企業の対応は既知となっている部分もあれば(例:法律や規制の変更、合意された目標に対するコミットメント又は公害の影響を和らげるための支出)、単に想定されているだけの部分もある(例:ビジネス・モデルの変更、消費者、同業他者、供給業者、貸手及び投資の行動変化)。リスクや機会は、現実のものである、又は感覚的なものでしかない、のいずれにかかわらず、資産又は負債の公正価値に潜在的に影響を与える。

IFRS 第 13 号は、測定対象になる資産又は負債の公正価値について、会計単位に応じて測定することを求めている。したがって、企業は、気候関連要因がいずれの資産及び(又は)負債に起因するのかを理解する必要があり、二重計算が生じる又は関連性のある要因が省略されることがないようにしなければならない。例えば、気候関連で新たな進展が生じたため、より費用の増加が見込まれる場合、それは採掘企業が保有する有形固定資産項目の価値及び関連する原状回復のための引当金にも影響を与える。しかし、有形固定資産項目の公正価値を測定する場合、企業は、市場参加者が資産の価格付けを行う場合に目的適格的と考えるであろうインプットのみを考慮する必要がある。

市場参加者が、資産又は負債に固有のリスク、又は公正価値を測定する際に使われる評価技法におけるリスク(例: 当該評価技法は気候関連事項を明確に考慮していなかった)について調整することを検討する場合、そのようなリスク調整は公正価値測定の仮定として考慮すべきである。しかし、気候関連要因がさらに重視されるようになるとしても、そうした要因を公正価値測定に組み込むことは特に困難で、インプットは現段階では観察可能にならないかもしれない。場合によっては、関連するプログラムを測定、検証及びモニタリングを行うための標準的なフレームワークが存在しないこともある。また、変更が原則、合意されるとしても、そのタイミングは不明である、又は変更される可能性がある。リスクが定量化されタイミングが推定できるとしても、市場及び市場参加者は、資産又は負債の価格に関しそれをどのように調整すべきかを未だ知らない可能性もある。したがって、企業は、関連性がある気候関連リスクを公正価値測定に組み込むことができるかどうか、できるとすればどのように組み込むべきかを検討する必要がある。

気候リスクについて信頼性をもって価格付けを行い、気候変動変数を評価に組み込むという市場参加者の能力は、徐々に向上していくことが想定される。これは、オーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)への切り替え、ロンドン銀行間取引銀行(LIBOR)からの割引、有担保デリバティブに関する割引を行う際に市場参加者が段階的に採用するプロセスに似ているかもしれない。一部の市場参加者は OIS 割引への切り替えを行い、他の市場参加者は LIBOR 割引を引き続き使用するという期間が存在した。転換期間に企業は、適切な市場参加者の仮定を判定するために相当の判断を行使しなければならないであろう。

公正価値測定において調整を行うべきかどうかを検討する場合、関連する以下のような質問が考えられる。

- ▶ 市場参加者は気候変動変数を公正価値測定に組み込む可能性が高いか。
ある企業は、資産の使用及び価値において気候変動変数の影響を考慮するかもしれないが、他の市場参加者がこれらの変数を取引に組み込まない場合、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の下でそれらをインプットとして含めることは適切ではないと考える。
- ▶ マーケット・アプローチの一部として代用数値を使用する場合、適切な代用数値を選択する上で気候変動変数が考慮されているか。
選択した代用数値が、評価対象と同様の気候リスク要因に対するエクスポージャーを示すことが重要である。例えば、石油会社に対する投資を評価する場合、再生エネルギー製品提供の開発に重点的に投資している石油会社の株式評価において、気候変動要因の影響は、そのような製品提供の開発への移行計画を有していない同様の石油会社の株式評価の場合とは異なる可能性が高い。異なる気候リスク要因を有する代用数値を使用する場合は、調整が必要となるであろう。
- ▶ 流動性が低い無担保デリバティブの相手方当事者に対して信用評価調整(CVA)を測定する際に代用数値を使用する場合、適切な代用数値の選択時において気候変動変数が考慮されているか。

観察可能な相手方当事者に特有の信用スプレッドが存在せず、かつ代用数値が使われる場合、当該当事者が気候リスクに大きくさらされるとしたら CVA 測定値を調整する必要があるかもしれない(ただし、調整は市場参加者が行う調整と整合的であるとする)。

- ▶ 資産に課せられる制限が考慮されているか。

制限が(企業自体の特徴とは対照的に)測定対象となる資産の特徴となる場合、制限は公正価値測定に織り込むべきである。例えば森林の一部の収穫が炭素回収スキームの一環として制限される場合、このような制限は測定対象の資産の特徴を表すことになるため、考慮対象となるだろう。

インカム・アプローチ(例:割引キャッシュ・フロー法)を使用する場合、関連する以下のような質問が考えられる。

- ▶ 当該技法には気候リスク要因の影響を組み込んでいるか、組み込んでいる場合にはどの程度組み込んでいるのか。

企業は、予測キャッシュ・フロー及び(又は)割引率に気候リスク要因の存在を織り込んでいるか、かつ内部的に整合的であるかどうかを確認する必要がある。例えば、内燃機関(ICE)を生産する自動車会社の株式評価については、ICE の寿命を阻害する規制上のリスクに鑑みると、キャッシュ・フロー予測の推定に、まだあやふやなレベルの ICE の販売成長率を用いることは適切ではないだろう。

- ▶ 気候変動リスク要因が二重計算されていないか。
キャッシュ・フロー予測と割引率の両方で二重計算のリスクは回避すべきである。逆にリスクがキャッシュ・フローにおいて適切に考慮されていない場合、割引係数の調整が必要になるであろう(ただし、調整は市場参加者が行う調整に整合的であるとする)。

非金融資産については、関連する以下のような質問が考えられる。

- ▶ 気候リスクに対応する動きで企業の資産の既存の用途が変わったか。
- ▶ 市場参加者が同様の資産の用途変更をしたことを示唆するものが存在するか。
- ▶ 現在及び(又は)見込まれる気候変動は、資産にプラスに影響するか、又はマイナスに影響するか(例:海面上昇、気象パターンの変化)。
- ▶ 現在の使用が最有効使用と異なる場合、その理由は。
例えば不良資産については、企業は、自らの視点からは価値が低いと考えるかもしれないが(おそらく自ら選択した気候変動に向けた移行事業計画において、それは将来計画に含まれないからである)、IFRS 第 13 号は市場参加者の視点からの最有効使用を考えているため、公正価値測定値は企業の現在の用途を仮定した場合よりも高くなる可能性がある。

開示

企業が公正価値を測定するにあたり関連するリスクについて調整できるかどうかに関係なく、それらのリスク及び潜在的な影響を開示することは重要である。特に財務諸表の利用者は、関連性のある気候関連要因が方法論及びインプットの中に組み込まれているか、その場合どのように組み込まれているかを理解する必要がある。

財務諸表の利用者は、関連性のある気候関連要因が方法論及びインプットの中に組み込まれているか、その場合どのように組み込まれているかを理解する必要がある

気候リスク要因が公正価値測定に重大な影響を与える場合、追加的開示が、特に公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定について求められる。これには、評価プロセスの変更及び観察可能でないインプット及びそれらのインプットの相互関係の変動に対する感応度が含まれる。企業は、IFRS 第13号の開示目的を満たすのに追加的な情報が必要かどうかの検討が求められる。

仮に企業がさらに多くの情報(例:財務報告上というよりも、自社の目的上の気候関連要因の組み込み)を伝えたいと考えるようであれば、企業は財務諸表における開示が適切か、それとも経営者による説明及び分析(MD&A)で記載した方がより適切であるかを検討する必要がある。

下記の開示例5-1では財務諸表に含まれる開示例が説明されている。ここでは、レベル3の公正価値測定に関し、気候変動が公正価値測定において関連するインプットにどのように影響するかを記載している。気候関連要因(例:水不足、火災リスク)が、市場参加者が考慮し公正価値測定において使用されるインプットにどのように影響するかを明確に説明している。

開示例 5-1 Mondi Group 社 - 2020 年度年次報告書

14 森林資産

森林資産の公正価値は、前年度と同様、公正価値測定ヒエラルキーのレベル3に区分される。

以下の仮定は、当グループの森林資産の評価に重要な影響を及ぼす。

- ▶ 正味販売価格は、売却価格から輸送コスト、収穫コスト、伐採コスト及び荷役コストを控除したものと定義される。正味販売価格は、第三者との取引に基づいており、木材の種類、成熟までの統計データ及び地理的な位置の影響を受ける。2020年の正味販売価格は1トン当たり15ユーロから45ユーロ(2019年:1トン当たり17ユーロから48ユーロ)に相当する南アフリカランドの金額であり、加重平均金額は1トン当たり28ユーロ(2015年:1トン当たり31ユーロ)であった。
- ▶ 1ヘクタールの植林用の土地を、木材の重量(トン)に換算する際に使用される変換係数。当該変換係数は、木材の種類、成熟までの統計データ、地理的な位置、気候変動が水不足や火災リスクに及ぼすと想定される影響など、気候及びその他さまざまな環境要因の影響を受ける。2020年の変換係数の範囲は8.2から23.6(2019年:8.5から24.3)であった。
- ▶ 14.3%(2019年:13.9%)を占める成熟前木材のリスク・プレミアムは、南アフリカの森林資産に関連するリスク評価をもとに決定されており、木材が成熟期に至るまでの年数に適用される。成熟木材の4.0%(2019年:3.5%)のリスク・プレミアムが適用されている。成熟前及び成熟した木材に適用されたリスク・プレミアムには、水不足及び火災リスクの気候変動予測の影響に関する係数も含まれる。

弊社のコメント

企業は、IFRS 第13号に準拠した公正価値測定で行うために、公正価値測定に組み込まれた気候変動変数はいずれも、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に考慮するであろう変数であることを担保すべきである。

企業は、公正価値測定において気候関連要因を検討する際に、それらがより高い見積りの不確実性及びより透明性の高い開示の必要性につながることから、相当な判断を行使することが必要となるだろう。

付録: その他の気候関連の会計上の検討事項

下記に、企業に影響を与え得るその他の気候関連の潜在的な会計上の検討事項を列挙している。実務が進展し、より多くの情報が得られるようになれば、我々は本冊子を更新し、これらの論点の一部を個別に取り上げる予定です。

基準	潜在的な会計上の検討事項
IAS 第 2 号 「棚卸資産」	棚卸資産の収益性は低下したか(カーボンオフセット費用、追加の輸入関税、加工及び設計変更費用による)、また陳腐化したか(顧客の需要の変化や規制の変更による)? 生産時の排出量に課せられる賦課金は生産された棚卸資産の原価に含めるべきか?
IAS 第 10 号 「後発事象」	報告日後に発生する特定の規制や市場の動向は、修正を要しない後発事象か?
IAS 第 12 号 「法人所得税」	気候関連の進展は、企業が将来の課税所得を生み出す能力にどのように影響を及ぼすか? 企業が支払うと予想される税金に重要な影響を与える実質的に制定された気候関連の税法改正(例: 特定の産業分野、地域、活動に関するペナルティ又は費用の損金算入制限)は存在するか?
IAS 第 19 号 「従業員給付」	企業の従業員給付のうち、特定の気候関連目標の達成に左右されるものはあるか?
IAS 第 20 号 「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」	特定の気候関連の新たな取り組みに対応して政府のインセンティブ又は援助が導入または改訂されているか? 気候関連の目標や取り組みに関連して、政府補助金に条件が付されているか? それらの条件を満たすための企業の能力に影響を与えたり、補助金の返還が必要となり得る変化が生じたか?
IAS 第 41 号 「農業」	財務諸表にその性質及び金額を開示する必要がある、重要な収益又は費用項目が生じることになる気候、病害及びその他の自然リスクに関連する事象が生じたか? カーボンオフセットや炭素吸収源として樹木を保有又は植樹している企業は、それらの資産にどの会計基準を適用するかを検討したか? ⁸
IFRS 第 2 号 「株式に基づく報酬」	企業の株式に基づく報酬制度のうち、特定の気候関連目標の達成に左右されるものはあるか?
IFRS 第 7 号 「金融商品: 開示」	化石燃料や炭素効率の悪い活動に大きく依存している特定の産業/地域に対するリスク評価の変化を反映するために、予想信用損失やリスク集中度などの開示における現在のリスク区分を更新すべきか?

⁸ 詳細については弊社刊行物 [IFRS Developments : 使用または販売のためにカーボンオフセットを生成するために所有される樹木の会計処理](#) | [IFRS Developments](#) | [IFRS インサイト](#) | [EY Japan](#) を参照

基準	潜在的な会計上の検討事項
IFRS 第 8 号 「事業セグメント」	セグメント情報の内容は、年次報告書の他の部分やその他の投資者向けに開示される情報と整合しているか(例:コモディティ/コモディティ以外の事業に関する情報が最高経営意思決定者(CODM)によりレビューされる場合など)? 企業活動が気候に与える影響を全面的に反映するために、内部報告目的で IFRS 情報を調整しているか?
IFRS 第 9 号 「金融商品」	気候関連の目標が定められている金融商品(グリーンボンドなど)は償却原価での測定要件を満たしているか? 売掛金及び契約資産に係る予想信用損失の見積方法は、特定の顧客がさらされる気候関連リスクや不確実性を適切に反映しているか? 気候の不確実性は、可能性が非常に高い予定取引の範囲に影響を及ぼすか?
IFRS 第 10 号 「連結財務諸表」	新たな気候関連の規制により、特定の事業や活動に対する支配を喪失するか(例:特定の活動を継続することができない、又は重要な意思決定に影響を与えることができなくなるなど)?
IFRS 第 15 号 「顧客との契約から生じる収益」	企業は、気候関連の進展により、一定の期間にわたって認識される収益に関する不確実性の増大に直面しているか? 気候関連の進展が、企業が権利を有すると見込む変動対価の範囲に影響を与えているか(変動対価に関する制限の評価を含む)? 顧客は購入時に排出量を相殺するための任意又は必須の手数料を請求されるか?その場合、企業は会計処理への影響を評価しているか(例:約定された財又はサービスが存在するか、本人か代理人かなど)? 気候関連の進展により顧客との契約が変更されたか(例:カーボンフットプリントの小さい財又はサービスに変更)? 気候関連の進展が、見込んでいた契約(例:契約の更新)に影響を及ぼし、資産計上している契約コストの減損又は償却期間を変更する必要性を生じさせているか?
IFRS 第 16 号 「リース」	リース期間やリース負債の再評価が求められる変化(例:ビジネスモデルの変化又は事業再編計画)が生じているか? 気候に関連した市場や法的環境の変化によるリース契約の条件が変更されているか(例:特定の資産の利用や活動を行うことができなくなる)?
IFRS 第 17 号 「保険契約」	企業のリスクに係る仮定は、気候関連の進展を適切に反映しているか(例:保険事故の頻度や規模の増加)? 企業は、利用者がその影響を理解できるように気候変動リスク管理に関する目的適合性のある開示を提供しているか?

EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 010903-21Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp